

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和4年10月5日(水)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 5階 会議室51、52

3. 出席委員

1番	村田正己
2番	山口吉広
3番	久乗清和
4番	上田幸子
6番	中村日出美
7番	田中壽嗣
8番	内田裕夫
10番	辻村忠雄
11番	南和弘
12番	芳川清志
13番	林勉
14番	森一博
15番	井上文彦
16番	神原均
17番	内田孝司
18番	川嶋久治
19番	吉田武

4. 欠席委員

5番	上田隆健
9番	石塚義博
20番	林吉一

5. 会議録署名委員 10番 辻 村 忠 雄
 11番 南 和 弘

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山 澤 貴 志 子
農業委員会事務局	籾 内 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀
農業委員会事務局	三 宅 七 聖

7. 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について (3条許可)
議案第2号	非農地証明交付願について(非農地証明)
議案第3号	相続税の納税猶予にかかる特例農地等の利用状況 の確認について(納税猶予(出口))
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定に ついて(利用権設定)
報告第1号	農地法第3条の規定による許可取消し願について (3条許可取消し)
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出 について(4条届出)

8. 会議の経過

(事務局長)

皆さまこんにちは。それでは、令和4年第10回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

なお、本日は上田隆健委員、石塚委員、林吉一委員から欠席届をいただいておりますので、ご報告をいたします。本日の出席委員は、農業委員が14名中12名、農地利用最適化推進委員6名中5名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。

また、さる9月26日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略いたします。

3番 久乗委員

7番 田中会長

18番 川嶋委員

19番 吉田委員

事務局2名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について (3条許可)	1件
議案第2号	非農地証明交付願について(非農地証明)	1件
議案第3号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況 の確認について(納税猶予(出口))	1件
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定 について(利用権設定)	8件
報告第1号	農地法第3条の規定による許可取消し願について (3条許可取消し)	1件
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による転用届 出について(4条届出)	1件

(会長)

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。
それではまず、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名いたします。10番の辻村委員、11番の南委員、ご協力よろしくお願いをいたします。

それでは、議案第1号から進めてまいります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可及び報告第1号農地法第3条の規定による許可取消し願については関連する内容でございますので、まとめて審議をします。

まず、議案第1号の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員)

議案第1号受付番号33の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

続きまして、議案第1号受付番号33及び報告第1号受付番号1につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号33について説明する前に、関連する内容といたしまして、報告第1号農地法第3条の規定による許可取消し願について、受付番号1を先に報告いたします。

報告第1号受付番号1について、議案書13ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらの案件は、令和4年3月総会で許可となった案件ですが、譲受人を変更したいとの申し出がありましたので、許可を取消して、新たに申請をやり直すというものです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページと3ページをご覧ください。

本件については、令和4年9月26日付けで会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

(事務局)

改めまして、議案第1号受付番号33について議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらは、先ほどの許可を取消した農地も含めて、譲渡人が単独で所有していた農地を譲受人2人との共有名義にするというような内容になります。なお、譲受人2人とも、一緒に農業をされているとお聞きしております。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書2ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページ及び先ほどと同じく2ページ、3ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

審議案件、議案第1号受付番号33及び報告第1号受付番号1、この2件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特に、ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号33を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号非農地証明交付願についてを議題とします。

まず議案第2号につきまして、現地調査の報告を調査委員から、よろしく願いをいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号3の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題のないものと思われま

(会長)

続きまして、議案第2号受付番号3につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号3について議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらの案件につきましては、本日お配りしております資料Aのほうをご覧ください。昭和53年当時、この資料のように3筆の土地があったのですが京都府に農地を寄付される際、寄付部分を明確にするため、この3筆を合筆し、2筆に分筆をされました。もともとの●●●は農地ではなかったため、本来ならば農地を合筆する時に転用の手続きを経由しなくてはならなかったのですが、それがなされずに、199平米の内61平米が農地として残ったままになっていたことが判明し、この61平米部分につきまして、非農地証明交付願が提出されました。久御山町の判断基準のひとつである昭和47年の線引き前に転用されたものには当てはまらないのですが、1筆の内に農地部分が占める面積の割合が30パーセント程度であることや、農地部分が接道していないこと、非農地となってから10年以上が経過し、農地として扱われていないこと等をふまえ、非農地証明の交付はやむを得ないのではないかと考えます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号3の説明と報告が終わりました。この案件につきまして、何かご意見ご質問があれば、頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号3について、非農地として証明書を交付することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、非農地として証明書の交付をいたします。

(会長) 続きまして、議案第3号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを議題とします。

それでは、議案第3号の案件について、まず現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員) 議案第3号受付番号11の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地につきましては、特に問題ないものと思われま
す。以上です。

(会長) それでは、議案第3号受付番号11につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局) それでは、議案第3号受付番号11について議案書4ページ
をご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページ
をご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第3号受付番号11の案件につきまして、何かご意見ご
質問はございませんか。

よろしいですか。納税猶予の出口の案件でございます、よろ
しゅうございますか。それでは、特にご意見ご質問もないよう
でございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号11につい
て、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の
農業委員さんの挙手を願います。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告を
します。

続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第
1項の決定について、利用権の設定を議題とします。

(会長) それでは、議案第4号について、現地調査の報告を調査委員から、お願いをいたします。

(●●委員) 議案第4号受付番号70から受付番号77の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長) 続きまして、議案第4号受付番号70の案件について、まず事務局から説明を願います。

(事務局) それでは、議案第4号受付番号70について、議案書5ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書6ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第4号受付番号70について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号70について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

続きまして、議案第4号受付番号71から受付番号75につきましては、借手が同じ方ですのでまとめて審議をします。まず事務局より説明を願います。

(事務局)

まず、議案第4号受付番号71について、議案書7ページをご覧ください。

続きまして、議案第4号受付番号72について議案書8ページ上段をご覧ください。

次に、議案第4号受付番号73について議案書8ページ下段をご覧ください。

続きまして、議案第4号受付番号74について議案書9ページ上段をご覧ください。

最後に、議案第4号受付番号75について議案書9ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書10ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の7ページ、8ページ、9ページ、10ページ、11ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号71から受付番号75について、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号71から受付番号75について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

続きまして、議案第4号受付番号76と77につきましては、借手が同じ方ですので、これもまとめて審議をします。まずは事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号76について、議案書11ページ上段をご覧ください。

(事務局)

次に、議案第4号受付番号77について議案書11ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書12ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の12ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号76と受付番号77、この2件の案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号76と受付番号77について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

本日の審議につきましては、これで全て終わりたいと思えます。これより報告の案件に入ります。

議案書1ページ目を飛ばしていただきまして、13ページにつきましては、先ほど報告をされましたので、14ページの報告第2号受付番号2、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出についてを事務局から報告を願います。

(●●●●委員 午後1時47分 退席)

(事務局)

報告第2号受付番号2について議案書14ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の13ページをご覧ください。

(事務局)

本件については、令和4年9月5日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行いたしましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(●●●●委員 午後1時48分 入室)

(会長)

ただ今、報告第2号受付番号2の報告がございました。この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしゅうございますか。特にご意見ご質問もないようでございますので、本日予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

————— 午後1時50分 終了 —————